

# 高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業の 概要と事務の手引き

令和6年3月

綾部市市民環境部環境保全課

## 1. 事業の概要

「綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業」（以下「事業」という。）は、地域のごみ集積所に自ら家庭ごみを排出することが困難かつ、ホームヘルプサービス等を利用している高齢者や障害のある人（以下「高齢者等」という。）で、一定の要件を満たした人を対象に、一部自己負担により収集業者が自宅からごみを戸別収集する事業で市の実施要綱に基づき行うものです。

## 2. 事業の内容と対象者要件

### （1）事業の概要

#### ①収集対象の家庭ごみ

- 対 象 > 燃やして処理するごみ、燃やさないで処理するごみ  
資源物及び有害ごみ
- 量 > 1回につき3袋まで
- 対象外 > 粗大ごみ、家電4品目、衣類

#### ②事業の範囲

- ・利用者の自宅（玄関前や敷地内の収集しやすいところ）から綾部市クリーンセンターまで。
- ・宅内に入ったの収集は行いません。

#### ③ごみの排出方法

- ・ごみの分別については、集積所に出す場合と同じです。分別が不十分な場合は収集できないごみとなります。
- ・ごみの分別については、利用者本人が実施してください。利用者本人ができない場合は、ホームヘルプサービス等の中で実施してください。

#### ④ごみ収集の内容（収集日、利用料金）

- ・利用決定後、利用者へ利用決定（却下）通知書を送付します。
- ・収集日については地域の収集日に合わせます。

収集回数	燃やして処理するごみ	週1回
	燃やさないで処理するごみ	年2回
	資源物及び有害ごみ	月1回
収集日等	燃やして処理するごみ	月・木コースは木曜日 火・金コースは金曜日

	燃やさないで処理するごみ	4・10月の地域の収集日
	資源物及び有害ごみ	地域の収集日
利用料金	550円/月(税込)	

⑤事業の開始時期

- ・令和6年7月1日から収集開始
- ・市への申請は令和6年5月16日から

(2) 対象者の要件

- ・本事業の対象者は、市内に在住する高齢者等で、次の1)～3)すべての要件を満たす人です。(同居人も同じ要件を満たすこと)

1) 地域のごみ集積所に自ら家庭ごみを排出することが困難
2) 同居人や親族によるごみ出し支援を受けられない
3) ホームヘルプサービス等(次のア～ケのいずれか)を利用している
ア 訪問介護(介護保険法第8条第2項)
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(介護保険法第8条第15項)
ウ 小規模多機能型居宅介護(介護保険法第8条第19項)
エ 介護予防小規模多機能型居宅介護(介護保険法第8条の2第14項)
オ 第一号訪問事業(介護保険法第115条の45第1項第1号イ)
カ 看護小規模多機能型居宅介護(介護保険法施行規則第17条の12)
キ 居宅介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第2項)
ク 重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第3項)
ケ 同行援護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第4項)

(3) 留意事項

- ・介護保険等のホームヘルプサービス等の一環で、最寄りの集積所へのごみ出しが問題なく実施できる場合は、公費の効率的な活用の観点から、既存の生活支援の中でごみ出し支援を継続してください。

### 3. 事業利用に関する手続きについて

- 利用希望者が手続きを行うことが難しい場合は親族等でサポートしていただく必要があります。また、親族等で実施することができない場合は、各支援専門員等でサポートしてください。
- 利用調書に基づいて判断しますので、正確な記入をお願いします。

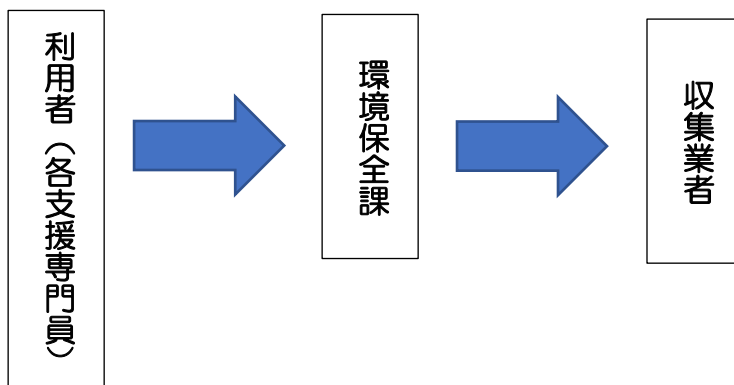
#### (1) 事務手続きの概要

##### ◆戸別収集利用開始まで

	利用者	介護支援専門員 相談支援専門員	市		収集業者
			高齢者支援課 障害者支援課 地域包括支援課	環境保全課	
①相談受付		(要件の確認)			
②申請	(申請書作成 提出)	(利用調書作成 提出)	(送付)		
③結果通知				(情報提供)	
④収集依頼					

##### ◆戸別収集利用開始後

申請内容の変更や事業の利用休止・再開・廃止



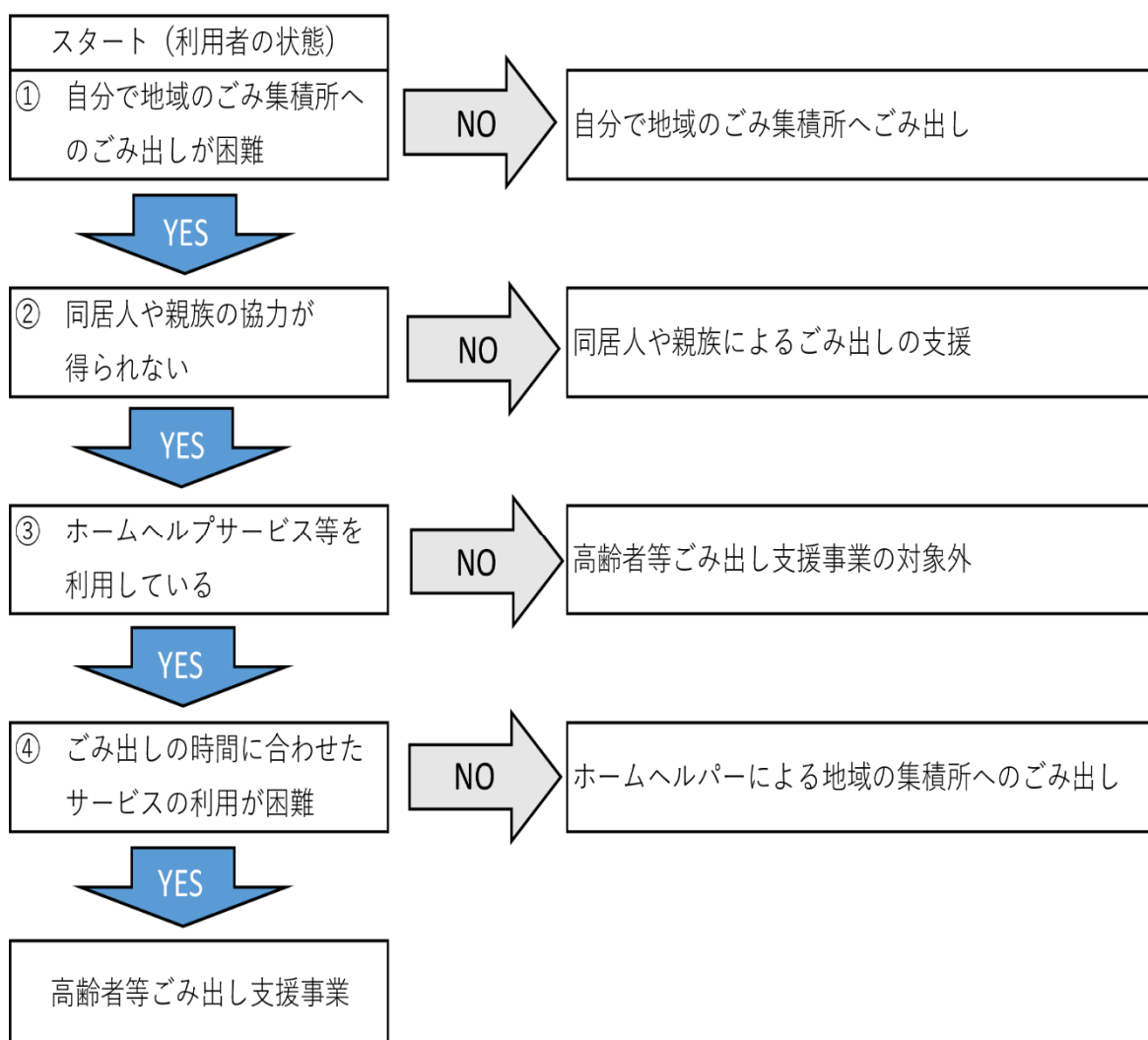
※利用者から直接収集業者へ連絡をしていただく必要はありません。

## (2) 利用開始までにすること

### ①相談受付

- 本事業の利用について高齢者等から相談を受けた場合、また、必要と考えられる場合は、下記フロー図により、事業に該当するか検討してください。
- 利用の検討にあたっては、本事業の利用が、高齢者等の自立した生活の妨げとならないように注意してください。
- 家族・親族等がごみ出しをしている場合は本事業の対象にはなりません。また、地域の支援によりごみ出しができている場合は、可能な限り既存の支援を優先してください。

### (フロー図)



## ②申請

### 1) 申請

- ①のフロー図により、必要性が認められる高齢者等（以下「申請者」という。）については、「綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業実施要綱」に基づき、市へ本事業の利用を申請します。
- 申請書は、市役所環境保全課、高齢者支援課、地域包括支援課又は障害者支援課に備え付けの用紙をご利用ください。  
（市ホームページにも掲載予定）

### 2) 各支援専門員による利用調書の作成

- 申請書には、各支援専門員が作成した利用調書の添付が必要です。
- 各支援専門員は、申請者の身体状況や生活状況に基づいた本事業の利用の必要性についての所見を記載し、利用調書を作成して下さい。
- 申請者及び同居人全員の利用調書が必要となります。

### 3) 利用調書作成時の留意事項

- 利用調書の「集積所に家庭ごみを排出できない理由」については、下記の2つの項目をそれぞれ満たすよう、できるだけ具体的に記載してください。

#### （1）「自分で地域のごみ集積所へのごみ出しが困難である理由」

困難である理由（寝たきりで外出できない等）を具体的に記載して下さい。

#### （2）「近隣に在住する親族の有無」

近隣（綾部市内）に親族がいる場合は親族の協力が得られない理由（親族と定期的な交流がない等）を具体的に記載して下さい。

## ③申請内容の確認・審査

- 申請書は利用調書と収集場所位置図を添付の上、市役所環境保全課、高齢者支援課、地域包括支援課又は障害者支援課へ持参もしくは環境保全課へ郵送してください。
- 市は申請を受け、申請書類により事業利用の必要性を審査し、利用の可否を決定します。また、必要に応じてヒアリングを行います。

#### ④結果通知

- ・市は、事業利用の可否の決定後、申請者に結果を通知します。
- ・また、申請者の利用事業所に情報提供します。

#### ⑤収集依頼

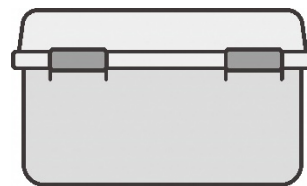
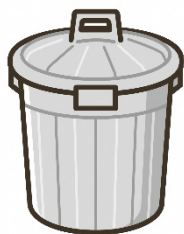
- ・収集にあたっては、事前に収集業者へ市から連絡をします。
- ・収集開始日については原則15日（土日祝日に当たる場合は直前の平日）までに申請いただいた分を審査し、決定した分を翌月から収集を開始します。

#### <ごみの出し方>

ふた付きのポリ容器を利用者でご準備いただき、ごみを入れてください。

- ・結果通知時にお配りするシールをポリ容器に貼ってください。
- ・1回につき3袋まで。

（ごみ容器例）



燃やして処理 するごみ	・綾部市指定ごみ袋に入れてください。
燃やさないで 処理するごみ	・綾部市指定ごみ袋に入れてください。
資源物及び 有害ごみ	・種類ごとに透明または半透明の袋に入れてください。 ・資源物についてはよく洗ってから出してください。 ・ペットボトルのラベルやキャップは外してください。
注意事項	・綾部市のルールに従って分別をしてください。 ・ごみの飛散防止、便乗排出の防止、また、飛散した場合の清掃は利用者にて実施してください。 ・集合住宅では、建物の管理者の承諾を得て、収集業者が立ち入ることができる玄関前などの共用スペースに置いてください。 ・オートロックマンションの場合、利用できないことがあります。

### (3) 利用開始後の連絡調整や手続きについて

#### ①収集に関する連絡調整

##### ア) 収集が一時的に不要になった場合

- 必ず、利用者または親族等代理人から連絡の上届出をお願いします。  
(例)・入院や短期入所により、ごみ収集が不要となる場合
- 休止期間が限定される場合には、届出の際に期間の記載をしてください。その場合、再開時の届出は不要です。
- 利用の再開時期が見込めない場合には、利用再開が決まり次第、再開希望日の1週間前までに届出が必要です。

##### イ) 排出方法が不適切である場合

- 利用者に以下について連絡をすることがあります。  
(例)・ごみの散乱
  - ⇒ 利用者による清掃や飛散防止対策の依頼
    - 分別が不十分、収集できないごみが出されている
  - ⇒ 収集ができない旨のお知らせや再分別の依頼
    - 複数回連続してごみが出されていない
  - ⇒ 利用者の状況の確認

#### ②申請内容の変更や事業の利用休止・再開・廃止

##### ア) 申請内容に変更がある場合

住所変更	}	利用変更届
利用中のサービス等		様式第4号

※変更内容によっては事業の利用に大きな影響が出る場合がありますので、注意が必要です。

##### イ) 利用を休止・再開する場合

一時的な入院	}	利用休止等届
短期的入所 など		様式第5号

##### ウ) 利用を廃止する場合

利用者の死亡、転出転居、施設入所	}	利用廃止届
対象者の要件に該当しなくなった場合		様式第6号



工) 利用の取り消し

利用決定をしたのち、利用者において利用がなくなったり場合や申請内容に虚偽があることを確認した場合などについては、利用決定を取り消す場合があります。

(4) その他

本事業は、市が利用決定し、収集業者に収集委託を行い実施するものです。このため、必要に応じ、適正な事業実施状況の確認を行うことがありますので、ご協力ください。

綾部市市民環境部環境保全課

住所：綾部市野田町須知山110番地の10

TEL：(0773) 42-1489

FAX：(0773) 43-2840